

秋田県公報

目次

告示

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

の支援に関する法律による医療機関の事業の廃止(四二四・福祉政策課).....	1
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(四二五・福祉政策課).....	1
○救急病院の認定(四二六・医務事業課).....	1
○道路区域の変更(四二七・道路課).....	1
公 告	
○暖房用燃料単価契約に係る一般競争入札の実施(公共建築物活用室).....	2
○県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿地域振興局農林部).....	3

告 示

秋田県告示第四百二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
オレンジ薬局 横手店	株式会社トライアド	横手市根岸町四番二十二号	平成二十年六月三十日
	代表取締役		

秋田県告示第四百二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項におい

てその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の

二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
オレンジ薬局 横手店	株式会社 ノースファーマ	横手市根岸町四番二十二号	調剤薬局	平成二十年七月一日
	代表取締役			

秋田県告示第四百二十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	認定の有効期限
藤原記念病院	潟上市天王字上江川四十番七番地	平成二十三年十月二日

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百二十七号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間			敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道		旧	三百九十八号	A	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三九林班は五小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	四・五〇〇〇〇〇〇	二・九五六	
				B	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班ぬ小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	一〇・〇〇〇〇〇〇	三・三六〇	
一般国道		新	三百九十八号	A	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班り三小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	四・五〇〇〇〇〇〇	二・二一〇	
				B	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班ぬ小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	一〇・〇〇〇〇〇〇	三・三六〇	
一般国道		旧	三百九十八号	A	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班り三小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	四・五〇〇〇〇〇〇	二・二一〇	
				B	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班ぬ小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	一〇・〇〇〇〇〇〇	三・三六〇	
一般国道		新	三百九十八号	A	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班り三小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	四・五〇〇〇〇〇〇	二・二一〇	
				B	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班ぬ小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	一〇・〇〇〇〇〇〇	三・三六〇	
一般国道		旧	三百九十八号	A	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班り三小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	四・五〇〇〇〇〇〇	二・二一〇	
				B	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班ぬ小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	一〇・〇〇〇〇〇〇	三・三六〇	
一般国道		新	三百九十八号	A	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班り三小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	四・五〇〇〇〇〇〇	二・二一〇	
				B	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班ぬ小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	一〇・〇〇〇〇〇〇	三・三六〇	
一般国道		旧	三百九十八号	A	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班り三小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	四・五〇〇〇〇〇〇	二・二一〇	
				B	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班ぬ小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	一〇・〇〇〇〇〇〇	三・三六〇	
一般国道		新	三百九十八号	A	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班り三小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	四・五〇〇〇〇〇〇	二・二一〇	
				B	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班ぬ小班から小安奥山国有林三七林班そ小班まで	一〇・〇〇〇〇〇〇	三・三六〇	

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年十月十四日から同月二十七日まで

公 告

暖房用燃料単価契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名、仕様及び購入予定数量

灯油(日本工業規格一号) 四万リットル

重油(日本工業規格一種一号) 十万八千リットル

(一) 契約期間

契約した日から平成二十一年三月三十一日(火)まで

(二) 納入場所

秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七條の四の規定に該当しないこと。
(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局会計管財課公共建築物活用室(電話番号〇一

四 入札執行の日時及び場所

平成二十年十月二十二日(水) 午前十一時
秋田県庁地下一階会計管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

入札は油種ごとに実施する。

入札金額は一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(杉沢地区経営体育成基盤整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成二十年十月十四日から同年十一月十一日まで

三 縦覧場所 横手市役所 横手地域局

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄